2 機密保持の心得



法令上の守秘義務に加え、個々の企業内で蓄積された独自の情報についても社員として守秘義務を負います。

(1) 守秘義務

一般的に、ホームページで公表する企業案内のような情報の他に、企業には外部に絶対に漏らしてはならない独自の情報が蓄積されています。顧客情報はもちろん、社員の住所・電話番号、社内プロジェクトの動向、開発中の商品やサービスの情報、会社の経営状態、企業ノウハウなどについて、社員は守秘義務を負っています。守秘すべき情報は親しい友人や取引先との何気ない会話においてもうっかり漏らしてしまうことのないように注意をおこたってはなりません。他人もいる公の場所で仕事の話をすることは慎む必要があります。

(2) 書類の取り扱いに注意

自分には見慣れた書類でも社内の機密保持を要する場合があります。重要書類を放置したまま席をはずしたり退社したりしてはいけません。